

2024 年 12 月 4 日 全 8 頁

サステナビリティ情報の保証をめぐる動向

ISSA5000 の公表、各国の規制、わが国での検討状況

金融調査部 研究員 藤野 大輝

[要約]

- IAASB（国際監査・保証基準審議会）が 2024 年 11 月 12 日に「ISSA5000 サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」を公表した。サステナビリティ情報に対する保証に関する国際的な基準であり、今後、多くの国・地域で参考にされると考えられる。
- 複数の国・地域ではサステナビリティ情報の開示拡充とともに第三者保証の義務化も行われている。EU では開示するサステナビリティ情報全体に対する保証が求められる。一方、米国では Scope1、2 の温室効果ガス排出量に対する保証が求められる（ただし、米国規制は執行停止中）。
- わが国では、SSBJ（サステナビリティ基準委員会）のサステナビリティ情報開示基準の適用や、サステナビリティ情報への保証について、金融庁の金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」で検討されている。保証を求める情報の範囲や保証水準を含め、企業の負担に関わる論点が審議されるため、今後の動向に注目する必要があるだろう。

1. サステナビリティ情報に対する保証の意義

近年、企業によるサステナビリティ情報の開示を義務化する動きが見られる。2023 年 3 月期より有価証券報告書で「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示が求められているほか、今後も開示の拡充が見込まれる。

開示の拡充に合わせて重要になってくるのが、サステナビリティ情報に対する第三者保証である。具体的な取り組みが伴わないのに、表面上では環境負荷の低減に取り組んでいると見せかける発信を行うことなどを指す「グリーンウォッシュ」という言葉があるように、サステナビリティ情報についてはその実態に係る懸念がある。

財務情報、例えば年次の財務諸表に対しては、通常、監査人による監査が行われ、監査報告書が付与されている。一方、サステナビリティ情報に対する保証は現状任意であり、一部の企業が自主的に保証の取得を行っている。財務情報と比べると、サステナビリティ情報には定性的なものが多く、データ収集や算定の方法等が企業によって異なり得る、といった特徴があること

から、その信頼性が課題と考えられ、開示情報が拡充していく今後においては第三者保証が焦点となってくる。

本稿では、サステナビリティ情報の第三者保証をめぐる、国際的な基準や海外の各国・地域の状況、わが国の今後の展望について解説する。

2. IAASB（国際監査・保証基準審議会）が国際的な保証基準を公表

財務情報・非財務情報の監査や保証に関する国際的な基準を設定している機関として、IAASB（国際監査・保証基準審議会）がある。IAASBは2024年11月12日に「ISSA5000 サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」を公表した。これはサステナビリティ情報開示の拡充とそれに伴う第三者保証へのニーズを踏まえて開発された基準である。今後、ISSA5000は多くの国・地域で参考にされることが考えられる。ここではISSA5000のポイントに触れていく。

（1）保証対象となるサステナビリティ情報

ISSA5000はサステナビリティ情報に対する保証業務に適用される基準であるが、そのサステナビリティ情報の定義は「サステナビリティ事項に関する情報」とされている。ここでいうサステナビリティ事項とは、法令諸規則やサステナビリティ情報開示基準、もしくは企業が開示のために定める、環境、社会、ガバナンス、またはその他のサステナビリティに関する事項を指す。サステナビリティ情報は図表1に挙げるような各種のトピックの特定の側面を対象とすることがある。例として、気候に関するガバナンス、リスクの管理、戦略とビジネスモデル、指標と主要な業績評価指標、目標などが挙げられる。

図表1 サステナビリティ情報のトピックと側面

トピック		
環境	社会	ガバナンス
✓ 気候 ✓ エネルギー ✓ 水と排水 ✓ 生物多様性	✓ 労働慣行 ✓ 人権、地域社会との関係 ✓ 顧客の健康と安全	✓ サステナビリティ事項とそれらに関連する影響の監視、管理、監督
側面		
✓ 影響の分析（規模を含む） ✓ 戦略とビジネスモデル ✓ リスクと機会 ✓ リスクと機会に対処するためのイノベーション ✓ リスクと機会から生じる財務的影響 ✓ リスクの管理、緩和 ✓ ガバナンス ✓ 指標と主要な業績評価指標 ✓ 目標 ✓ リスクの監視と管理に関する内部統制 ✓ シナリオ分析		

（出所）IAASB「ISSA5000 サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」（2024年11月12日）より大和総研作成（仮訳は大和総研）

（２）保証の対象

ISSA5000 はサステナビリティ情報に関する全ての保証業務に適用される。また、情報の開示方法にかかわらず、あらゆる種類のサステナビリティ情報に適用される。サステナビリティ情報は TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の基準をはじめとした各種の基準や法令に従って、サステナビリティレポート、年次報告書、統合報告書などの様々な方法で開示され、情報開示を行う企業のバリューチェーン内の他の企業に関する情報を含む場合もある。ISSA5000 は、こうした様々なサステナビリティ情報を対象とした保証をカバーした基準といえる。

また、EU のように企業が開示する全てのサステナビリティ情報に対して保証が求められる場合もあれば、米国のようにサステナビリティ情報の一部である温室効果ガス排出量について保証が求められる場合もある（各国の保証に関する規定については 2. で後述する）。ISSA5000 はこの両方の場合を考慮しており、保証業務の実施者がその対象となる情報を特定・説明することが必要とされている。

サステナビリティ情報に関しては、環境や社会が企業に与える影響に関するものと、企業が環境・社会に与える影響に関するものがある。例えば、わが国の有価証券報告書で開示が求められているのは主に前者である一方で、EU では後者の開示も求められている。ISSA5000 では、このいずれも保証の対象に含むことができるとされている。

（３）合理的保証と限定的保証

サステナビリティ情報に対する第三者保証には、合理的保証と限定的保証の二つがある。ISSA5000 では、合理的保証は、保証業務の実施者が結論の基礎として業務リスクを業務の状況下で許容可能なレベルまで低減する保証業務と定義されている。一方、限定的保証は、保証業務の実施者が業務リスクを業務の状況下で許容可能なレベルまで低減するが、そのリスクは合理的保証業務の場合よりも大きいような保証業務と定義されている。限定的保証業務で実施される手順の性質、時期、範囲は、合理的保証業務で必要なものと比較すると限定的である。財務情報で言えば、合理的保証は年度監査、限定的保証は期中レビューに近いものと捉えられる。

ISSA5000 は合理的保証と限定的保証の両方に適用される。ISSA5000 の項目の中には合理的保証を実施する場合の規定と限定的保証を実施する場合の規定に分かれている部分があり、いずれの水準の保証にも対応することができるようになっている。

（４）保証業務の実施者

財務情報に関しては会計監査人や監査法人といった職業会計士が監査を行うが、ISSA5000 ではサステナビリティ情報の保証業務の実施者をこれに限定していない。保証業務を実施するチームのメンバーやその審査の担当者は、IESBA（国際会計士倫理基準審議会）の倫理基準または同等以上に厳しい専門的要件、法律や規制の要件に従うこととされている。また、保証業務の実

施者は、IAASB の「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」(IQSM1) または同等以上に厳しい専門的要件、法律や規制の要件に従うこととされている。

会計士に関する国際的な倫理基準を設定している IESBA は、IAASB と連携してサステナビリティ情報に関するプロジェクトをかねて進めており、2024 年 1 月に、サステナビリティ保証のための国際倫理基準（国際独立性基準を含む）とサステナビリティ報告に関する倫理基準に関連する公開草案と、外部専門家に関する公開草案との二つの公開草案を公表している。前者ではサステナビリティ保証に関する倫理と独立性に係る内容が設けられており、会計士以外の者にも適用することができるようになっている。基準は 2024 年中に最終化される予定となっており、国際基準に基づいて会計士以外の者によるサステナビリティ情報の保証業務が行われていくことも想定される。

（５）発効日

ISSA5000 は、2026 年 12 月 15 日以降に開始する期間、または 2026 年 12 月 15 日以降の特定の日付に開示されるサステナビリティ情報の保証業務に適用されると示されている（早期適用も可能）。サステナビリティ情報の保証を法令諸規則で義務化するか否か、いつから保証を義務化するか、ISSA5000 をどのように参照するか、といったことは各国・地域で判断されることである。しかし、本章で確認した通り、ISSA5000 は様々なサステナビリティ情報に対する保証をカバーしており、合理的保証・限定的保証のいずれにも対応することができる。保証業務の実施者も職業会計士に限らないなど、カバー範囲が広い基準となっており、今後多くの国・地域で参考される国際的なベースラインになっていくことが予想される。

２．海外ではサステナビリティ情報への保証の義務化が進む

各国・地域でサステナビリティ情報の開示を求める規制が導入されつつある。１．で述べた通り、サステナビリティ情報についてはその信頼性が重要であり、第三者保証へのニーズも多い。これを踏まえて、複数の国・地域では開示拡充とともに第三者保証の義務化も行われている。ただし、保証の範囲や水準は国・地域によって異なる。ここではいくつかの事例を確認する。

（１）EU

EU では CSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive) という新たな指令が 2024 年開始会計年度から順次適用される。CSRD が求める開示内容は広く、環境、社会、ガバナンスに係る 10 のテーマに関する詳細な情報が求められる。また、投資家に限らない広いステークホルダーに対して、環境や社会が企業に与える影響だけではなく企業が環境・社会に与える影響に関する情報を開示するという点も特徴の一つと言える。

第三者保証については、CSRD に従って開示するサステナビリティ情報全体に対する限定的保証が必要とされている。将来的には合理的保証を求めることも考えられている。なお、CSRD は EU 域内での純売上高が大きい EU 域外企業にも適用されることがあるという点には注意が必要だろう。

（２）米国

米国では 2024 年 3 月に SEC の気候変動に関する情報開示を求める規制が最終化された。国際的な動向を踏まえ、気候変動に関するガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の開示を求める内容となっている。ただし、温室効果ガス排出量について、企業が間接的に排出する Scope3 の開示は不要であり、企業が直接排出する Scope1、購入した電力等に伴って排出される Scope2 も企業の規模によっては開示が不要とされている。

図表 2 米国における気候変動に関する情報開示規制の適用時期

企業分類	気候関連情報 (注 1)	Scope1、2 の 温室効果ガス排出量	温室効果ガス排出量 に対する第三者保証
大規模早期提出会社 (注 2)	2025 年開始会計年度	2026 年開始会計年度	<u>限定的保証</u> 2029 年開始会計年度 <u>合理的保証</u> 2033 年開始会計年度
早期提出会社 (注 3)	2026 年開始会計年度	2028 年開始会計年度	<u>限定的保証</u> 2031 年開始会計年度
その他非早期提出会社など	2027 年開始会計年度	免除	

(注 1) 一部の情報については、次年度から開示が求められる。

(注 2) 早期提出会社で、かつ、事業年度末において、直近第 2 四半期の最終営業日において非関連会社が保有する議決権付および無議決権株式の時価総額が 7 億ドル以上の会社。

(注 3) 事業年度末において、次の (i) ~ (iv) を全て満たす会社。(i) 直近第 2 四半期の最終営業日において非関連会社が保有する議決権付および無議決権株式の時価総額が 7,500 万ドル以上 7 億ドル未満、(ii) 12 カ月以上、取引所法 13(a) または 15(d) の対象であった、(iii) 取引所法 13(a) または 15(d) に従って一つ以上の年次報告書を提出した、(iv) 小規模報告会社の特例の適用対象外である。

(出所) SEC “The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors” (2024 年 3 月) より大和総研作成

第三者保証については、Scope1、2 の温室効果ガス排出量に対する保証が求められている（図表 2）。Scope1、2 の温室効果ガス排出量の開示が開始してから 3 年後に限定的保証を取得することとされている。さらに、一部の大規模な企業に限定して 2033 年から合理的保証を取得することが求められている。

ただし、米国の気候変動に関する情報開示の規制については、異議を唱える訴訟が行われており、SEC が執行を停止している。また、反 ESG を唱えるドナルド・トランプ氏の大統領再任によって、当該規制にはさらに逆風が吹くものと考えられる。

（３）オーストラリア

オーストラリアでは国際的なサステナビリティ情報開示基準である ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）の基準¹を踏まえ、AASB（オーストラリア会計基準審議会）が 2024 年 9 月に AASB S1、AASB S2 というオーストラリア版の基準を策定した。2025 年開始事業年度から順次適用される。

第三者保証については、開示を行う初年度から Scope1、2 の温室効果ガス排出量やガバナンス、リスク・機会に関する情報に対する限定的保証を取得することが考えられている。その後、保証対象となる情報の範囲を広げるとともに、保証の水準を合理的保証に高め、最終的には開示するサステナビリティ情報全体に対する合理的保証が求められるようになる見込みだ。

3. わが国でもサステナビリティ情報への保証が求められるのか

わが国では、ISSB の基準を踏まえ、SSBJ（サステナビリティ基準委員会）が日本版のサステナビリティ情報開示基準の策定を進めている。2024 年 3 月に基準案が公表されており、2025 年 3 月までには最終化される予定となっている²。

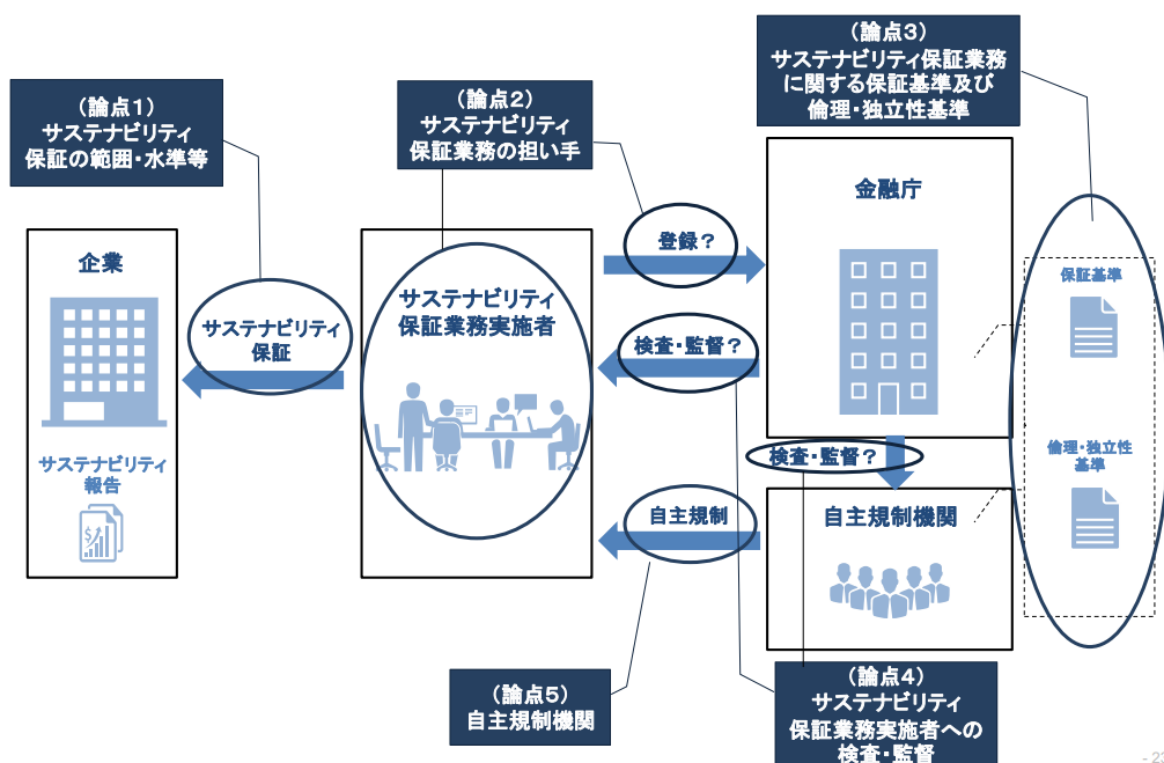
日本版の基準の適用やサステナビリティ情報への保証については、2024 年 3 月 26 日に始動した金融庁の金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（サステナビリティ WG）で検討されている。保証に関しては、5 つの論点について議論されている（図表 3）。

論点 1「サステナビリティ保証の範囲・水準等」については、保証を求める範囲を EU のようにサステナビリティ情報全体とするのか、もしくは米国のように一部とするのか、また、限定的保証と合理的保証のいずれを求めるのか等に関する論点と言い換えることができよう。

¹ ISSB の基準について、詳しくは拙稿「[ISSB の『IFRS S1』\(全般的要求事項\)の具体的な内容](#)」(2023 年 8 月 2 日、大和総研レポート)、[ISSB の『IFRS S2』\(気候関連開示\)の具体的な内容](#)」(2023 年 8 月 25 日、大和総研レポート)を参照。

² SSBJ の基準案について、詳しくは拙稿「[SSBJ の日本版サステナビリティ開示基準案](#)」(2024 年 4 月 12 日、大和総研レポート)を参照。

図表 3 サステナビリティ WG における保証に関する論点



（出所）金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第4回）（2024年10月10日）資料1「事務局説明資料」より抜粋

保証範囲に関して、現時点ではサステナビリティ情報に関する保証を取得しているほとんどの企業は、温室効果ガス排出量のような一部の情報についての保証を取得している状況である。わが国でもサステナビリティ WG の第4回（2024年10月10日）で一定期間は Scope1、2 の温室効果ガス排出量についてのみ保証を求めることが提案されたが、サステナビリティ情報全体への保証が必要であるという委員の意見も見られた。委員の意見を踏まえ、サステナビリティ WG の第5回（2024年12月2日）では保証適用義務化から2年間は Scope1、2 の温室効果ガス排出量とガバナンス、リスク管理を保証範囲とすることが提案されている（3年目以降は国際動向等を踏まえて継続して検討）。

保証水準に関しては、図表3の出所と同じ資料の中で、時価総額5,000億円以上のプライム市場上場企業で、Scope1、2の温室効果ガス排出量に対する保証を取得している企業の全ての保証報告書等には「限定的保証業務」である旨が記載されていたと示されている。こうした状況を背景に、サステナビリティ WG では、まずは限定的保証から求め、その後、合理的保証への移行の可否を検討すると提案されている。海外でも将来的には合理的保証が求められることが考えられており、わが国でも合理的保証が求められるようになる可能性は十分考えられる。

論点2「サステナビリティ保証業務の担い手」について、サステナビリティ情報の保証業務を会計監査人や監査法人以外の者でも実施することができるようになるのかが検討されている。IAASBの基準では職業会計士以外の者も保証業務を行うことができるようになっており、EUや米国でも同様の考え方となっている。サステナビリティ WG では「保証業務実施者は、新たな登

録制度の下で登録を受けた監査法人又はその他の保証業務提供者を想定」と提案されているが、保証の質に関する委員の指摘も見受けられる。論点 3～5 にも関連する、質の高い保証業務が提供されるための環境整備については、「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」を設置して今後議論される予定となっている。

SSBJ の基準に従ったサステナビリティ情報の開示拡充が見込まれるが、それに伴い、開示するサステナビリティ情報への保証も求められることが見込まれる。広範囲の保証業務に適用することができる国際的な基準である ISSA5000 の策定や海外動向を踏まえ、サステナビリティ WG での検討が進められる。企業の負担は、保証の範囲や水準によって大きく変わってくるため、今後の動向に注目する必要があるだろう。